平成２７年（フ）第４０８号
広島市中区富士見町12―８第２上田ビル３Ｆ
破産者　株式会社ブルーチップ
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４３２号
広島県東広島市西条町寺家7000番地
破産者　有限会社兼山電機
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４６１２号
千葉県千葉市中央区新田町33番１号
破産者　株式会社エスアンドエス
1　決定年月日　平成27年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４６１３号
千葉県千葉市若葉区都賀３丁目19―３―101
破産者　小野村修平
1　決定年月日　平成27年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５４８号
東京都昭島市緑町５丁目13番22号
破産者　藤井　嶺雄
1　決定年月日　平成27年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第７８４号
東京都小金井市貫井北町１丁目17番20号アルファコスモス105
破産者　樋口智恵美
1　決定年月日　平成27年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１５０２号
横浜市保土ケ谷区星川３丁目４番２号
破産者　株式会社宗和舗装
1　決定年月日　平成27年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２０７７号
横浜市金沢区大川７番４号
破産者　イデアグローイングシステム株式会社
1　決定年月日　平成27年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１６９５号
横浜市南区六ツ川３丁目26番地24
破産者　有限会社恵工務店
1　決定年月日　平成27年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６７号
岡山市南区新福１丁目11番38―３号
破産者　株式会社三宅創建
1　決定年月日　平成27年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２８７号
岡山市東区可知３丁目５番33号
破産者　松本　高一
1　決定年月日　平成27年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５００号
広島市中区江波本町14番20号
破産者　株式会社サニー観光
1　決定年月日　平成27年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５号
香川県さぬき市大川町富田西1438番地１
破産者　株式会社大川マブチ
1　決定年月日　平成27年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第３６１号
高知市帯屋町１丁目５番２号
破産者　株式会社サンエススポーツ
1　決定年月日　平成27年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３６２号
高知市帯屋町１丁目５番２号
破産者　株式会社廣松屋
1　決定年月日　平成27年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１２８号
茨城県つくば市倉掛851番地１　メゾンプランテュール104号
破産者　海原　竹司
1　決定年月日　平成27年12月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第６４号
青森県黒石市追子野木３丁目274番地１
破産者　成田　　明
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第４７号
山形県鶴岡市稲生２丁目33番46号、前住所山形県鶴岡市稲生２丁目33番59号
破産者　渡辺　勝一
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２６年（フ）第５１９号
大阪府貝塚市堀１丁目27―２、住民票上の住所大阪府貝塚市堀１丁目23番10号
破産者　茶谷　義和
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第３３号
北海道小樽市富岡２丁目35番２号
破産者　板垣　敏志
1　決定年月日　平成27年12月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部